尼崎版総合戦略

ーひと咲き まち咲き あまがさきに向けてー

平成 27 年 10 月 尼崎市



💃 ひと咲き まち咲き あまがさき とは 🐪



ーひとが咲くー

人々が、健康で安全・安心な生活を送る中で、みんなが支えあい、 そして、一人ひとりが成長し、活躍する。

ーまちが咲くー

まちに活きづく人々、産業、歴史、文化。 そんなあまがさきのチカラ、財産を活かし、まちに活気を生み出していく。

あまがさきで、人々が、まちが、花を咲かせ、実を結び、種を残し、 また次の花を咲かせていく。

こうした思いを込めて、平成25年の総合計画の策定時に これからのまちづくりのキャッチフレーズとして表現されたものです。

目 次

P 早 地刀割生に回じて
1. 地方創生に向けた国の動き
(1)人口減少社会の到来・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2)活力ある日本社会の維持を目指して・・・・・・・・・・・・1
2. 国の総合戦略の概要
(1)基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(2) まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則・・・・・・・・・2
(3)政策の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 地方版総合戦略の策定
(1)国と地方の一体となった取組の実施・・・・・・・・・・・・3
第 [章 総合戦略の策定に向けて
1. 総合計画と総合戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 総合戦略等の検討体制と PDCA の整備(施策評価を活用した成果の検証)・・・6
(1)総合戦略等の検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・6
(2)総合戦略の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・6
第Ⅱ章 尼崎版総合戦略
1.「ひと咲き まち咲き あまがさき」に向けて ・・・・・・・・・・・7
(1)人口ビジョンから見えるあまがさき・・・・・・・・・・・・7
(2)「あまがさき創生に向けた意見交換会」での意見 ・・・・・・・・・1C
2. 総合戦略における3つの基本目標 ・・・・・・・・・・・・・11
(1)ファミリー世帯の定住・転入を促進する ・・・・・・・・・・・11
(2)経済の好循環と「しごと」の安定を目指す ・・・・・・・・・・11
(3)超高齢社会における安心な暮らしを確保する ・・・・・・・・・・12
3. 総合戦略を支える6つの政策分野・・・・・・・・・・・・・・13
(1)総合戦略を支える6つの政策分野・・・・・・・・・・・・・13
(2)6つの政策分野における取組の考え方・・・・・・・・・・・・14
4. 総合戦略において実現を目指す本市の新たな取組 ・・・・・・・・・・19
(1)時代の変化を捉え具体化しつつある取組・・・・・・・・・・・・19
(2)「ひと咲き まち咲き あまがさき」に向けた施策の構築・・・・・・・20
総合戦略を支える6つの政策分野における政策パッケージ・・・・・・・・21
※総合戦略政策パッケージにつきましては、議会における各年度の予算審議等を踏まえ随時改訂をして
いきます

序 章 地方創生に向けて

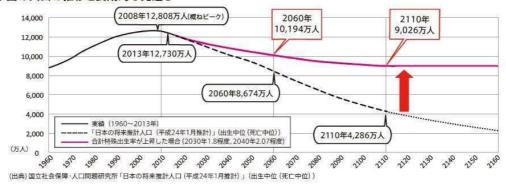
1. 地方創生に向けた国の動き

(1) 人口減少社会の到来

我が国においては、平成 20 (2008) 年に始まった人口減少が今後加速度的に進むと見込まれており、平成 26 (2014) 年5月に民間の有識者組織である「日本創成会議」が公表した推計では、平成 52 (2040) 年には現在の約半数にあたる 896 の自治体が人口減少により消滅する可能性があると公表され、大きな反響を呼びました。

国においては、このままでは平成72(2060)年に8,647万人になると推計される人口減少に歯止めをかけ、1億人程度の安定した人口構造を確保し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう平成26(2014)年9月に「地方創生担当大臣」を新設するとともに、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げました。

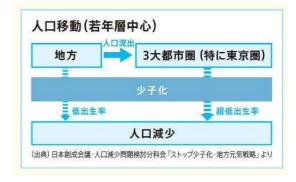
我が国の人口の推移と長期的な見通し



(2) 活力ある日本社会の維持を目指して

人口減少の要因として、大都市における超低出生率に加え、地方においても都市への人口流出・低出生率であることがあげられます。人口減少を克服し、活力ある日本社会を維持するため、東京一極集中の是正、若い世代の結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決により「地方創生」を実現するとしています。国はその実現に向けて、平成26(2014)年12月に、50年後

の展望を示す「まち・ひと・しごと 創生長期ビジョン(以下、国の長期 ビジョン)」と、今後5か年の目標や 施策の基本的方向、具体的施策をま とめた「まち・ひと・しごと創生総 合戦略(以下、国の総合戦略)」を閣 議決定しました。



2. 国の総合戦略の概要

(1) 基本的な考え方

① 人口減少と地域経済縮小の克服

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」といった負のスパイラルからの脱却

(ア.「東京ー極集中」の是正 イ. 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の 実現 ウ. 地域特性に即した地域課題の解決)

② まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立 するとともにその好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

(2) まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

① 自立性

構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながる取組を支援する。

② 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。

③ 地域性

各地域の実態に合った施策を、受け手側の視点に立って支援する。

④ 直接性

最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策を集中して実施する。

⑤ 結果重視

具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する(PDCAの実施)。

(3) 政策の基本目標

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

⇒ 平成 32 (2020) 年までの5年間で地方に 30 万人分の若者向け雇用を創出する。

〈基本目標②〉 地方への新しいひとの流れをつくる

⇒ 平成 32 (2020) 年に東京から地方への転出を4万人増加、地方からの東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏と地方の転出入を均衡させる。

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

⇒ 平成 32(2020)年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績 指標を95%に向上させる

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域 と地域を連携する

⇒ 「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。

3. 地方版総合戦略の策定

(1) 国と地方の一体となった取組の実施

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、各地方公共団体における人口の現状と将来展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を策定するよう努力目標が示されました。

地方自らが考え、責任を持って総合戦略を推進していく際には、財政面を含め さまざまな支援を行う、としています。



第] 章 総合戦略の策定に向けて

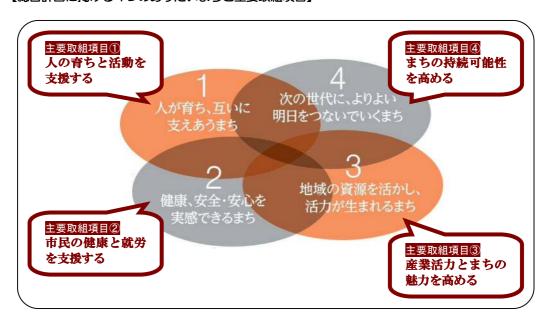
1. 総合計画と総合戦略

本市は、平成 25 (2013) 年度から「尼崎市総合計画」と、行財政改革計画「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」を進めています。従来の歳出抑制に重きを置いた「量の改革」から、都市の体質転換を図り、総合計画で描く"ありたいまち"を目指した「質の改革」へと取組を進めるものです。

"ありたいまち"とは、尼崎市が将来目指すまちの方向性を示すものです。市民・ 事業者、行政は互いの役割分担のもと、"ありたいまち"の実現に向けて、取組を進め ています。

(参考)

【総合計画に掲げる4つのありたいまちと主要取組項目】



※ 主要取組項目は、「ありたいまち」を実現していくために計画期間(平成 25~34 年度) において特に重点的に取り組む項目をまとめたものです。

本市は大都市近郊にありながら、人口は昭和 46(1971)年の 55 万人をピークに、 以降減少傾向が続いており、少子化・高齢化の進行とあわせて、今後、本市の市政運 営に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

総合計画では、全国と同様に人口減少、少子化・高齢化が進むなか、まちづくりにおいて「人口の年齢構成バランスを重視する」「活動人口の増」「交流人口の増」を重視し、総合計画策定以降は、特に中学生以下の子どもがいる世帯の定住・転入促進に向けて、調査、研究を進めてきました。

地方版総合戦略の策定については、本市の取組を促進する効果が期待できることか

ら、総合計画を基に、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞ったアクションプランと して策定することとしました。

【総合計画に示す4つのありたいまちの実現に向けた主要取組項目】

【主要取組項目①】人の育ちと活動を支援する	
●地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る	⇒人□の構成バランス
●市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援 する	⇒活動人口の増
【主要取組項目②】市民の健康と就労を支援する	
●生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する	⇒活動人□の増
●社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する	⇒活動人□の増
【主要取組項目③】産業活力とまちの魅力を高める	
●社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業 活動を支援し、地域内の経済循環を図る	⇒活動人口の増
●「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により 尼崎の魅力を高める	⇒交流人□の増
【主要取組項目④】まちの持続可能性を高める	
●よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する	⇒人□の構成バランス
●公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として 持続的に活用する	⇒活動人□の増

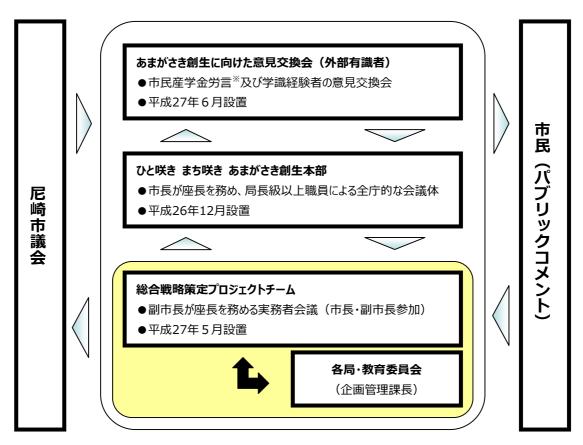
2. 総合戦略等の検討体制とPDCAの整備(施策評価を活用した成果の検証)

(1)総合戦略等の検討体制

尼崎版人ロビジョンおよび総合戦略の策定にあたっては、市長を座長とし、幹部職員からなる「ひと咲き まち咲き あまがさき創生本部」をはじめ、庁内横断的な会議体(プロジェクトチーム他)を設置し、検討を重ねてきました。

また、検討に際しては市民・産業界・大学・金融機関・労働団体・マスメディアの皆様から意見をいただきながら策定してきました。

総合戦略の検討体制



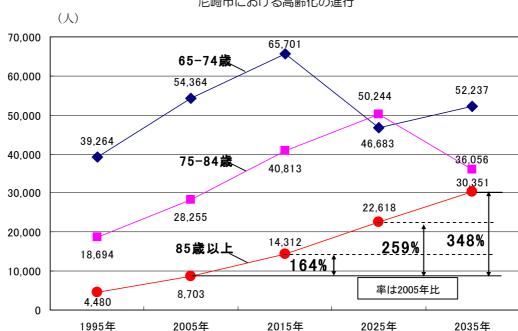
※ 市民産学金労言…市民自治組織、産業団体、市内大学、金融機関、労働団体、マスメディア

(2) 総合戦略の進捗管理

本市では総合計画の進捗を測るため、平成 26 (2014) 年度から総合計画に定める「ありたいまち」の実現に向け、施策の展開状況を絶えずチェックする施策評価(決算評価)を行っています。総合戦略においても、施策評価の場を活用するなどし、「PDCAサイクル」を実施することにより、目標に向けた事業の達成度や方向性の確認を行っていきます。

第Ⅱ章 尼崎版総合戦略

- 1.「ひと咲き まち咲き あまがさき」に向けて
 - (1) 人口ビジョンから見えるあまがさき
 - ア. 超高齢社会、人口構造の変化への対応
 - 本市の人口は昭和 46(1971)年に55万4千人とピークを迎えましたが、 その後は一貫して減少傾向となっており、三大都市圏に人口が集中するなかで、 近隣他都市とは異なる傾向を見せています。
 - 本市の人口動態は、南部と北部では大きく異なり、南部では、戦後の高度経済成長期に毎年1万人程度の人口が流入し、その後、急減しました。当時の流入人口は、若年層が中心であったことから、現在、その年代の人達が一斉に高齢化を迎えています。
 - 北部では、戦前から阪急沿線を中心とした住宅開発が進められたことに伴い、 昭和50(1975)年頃まで急増した人口は、その後も緩やかに増加していましたが、南部より約30年遅く、平成の初めに減少に転じました。
 - 本市は南部で迎えている高齢化に北部で加速度的に進行している高齢化が加わり、今後、確実に急速な勢いで超高齢社会が進展していくとともに、単身高齢者の増加も見込まれ、高齢者が元気で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

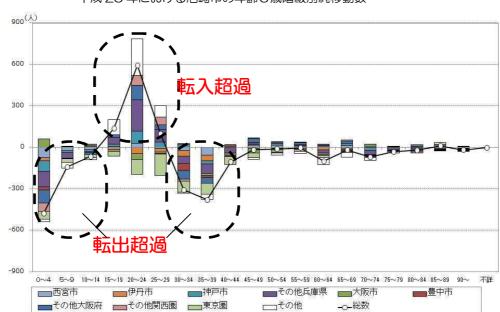


尼崎市における高齢化の進行

(資料) 創生本部研修資料・IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 川北秀人氏作成

イ、子育て世代の転出超過・出生数減少への取組と、特長を活かしたまちづくり

- 本市は現在、死亡が出生を上回る自然減の状態にありますが、合計特殊出生率は 1.47 と全国(1.40)、兵庫県(1.38)と比べて高く、特に 20 歳代前半で高いのが特長です。しかし今後は、団塊ジュニア世代が一斉に 40 歳代となるため、出生数が大幅に減少することが見込まれます。
- 転出超過による社会減少は収束する傾向にありますが、就学前の子育て世代が市外へ転出する傾向は引き続き顕著であり、本市の人口減少の一因であるとともに、賑わいや、経済活力の低下を招くことにもつながるおそれがあります。
- 昨今の工業都市をめぐる社会経済環境から、本市では、かつてのように製造業に従事するために、多くの労働人口が地方部から流入する可能性は低いと思われます。しかし、現在でも、就労人口とほぼ同数の人が働く場が市内にあることや、大都市に隣接していることから、20歳代前半の若年層は転入超過の状況にあることが特長であり、それらの若年層が「尼崎に住み続けたい」、転出したとしても「いつか戻ってきたい」、と思えるまちづくりをすることが重要です。
- また、昼間比率の人口が比較的高く、観光入込客数が増加傾向にある本市に おいては、交流人口に着目することも必要であり、本市を訪れた人が、まちに 触れ、「また来たい」、「尼崎に住んでみたい」と思えるまちづくりも重要です。
- 未来に向かって、本市で取り組むべき施策は、ファミリー世帯の転出超過を 抑制すること、そして安心して子どもを産み育てられるよう、「しごと(雇用や 就労)」や「子育て環境」を安定させていくことと考えます。



平成 25 年における尼崎市の年齢5歳階級別純移動数

(資料)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

○ なお、人口ビジョンが示すとおり、ファミリー世帯の転出抑制に取り組むことで、現在の人口 44 万人を維持できるものではありませんが、ファミリー世帯の転出要因には「治安やマナー」、「環境」、「教育」といった本市の課題が凝縮されており、それら課題の解決に取り組むことが最重要であると考えています。

ウ、「ひと咲き まち咲き あまがさき」による地方創生

- 短期間に人口が急増し、その後減少したとはいえ、依然阪神間の他都市より人口密度が高い本市にとって、人口減少は課題ばかりとはいえない側面もあります。人口減少における本市の課題は、生産年齢人口と従属人口(14歳以下の子どもと65歳以上の高齢者)のバランスにあると考えています。
- かねてより、行財政改革を推進してきた本市では、「課題解決先進都市」を掲げ、短期的な視点で現状の課題を解決するだけでなく、長期的な視点を持ち、 将来の姿から見えてくる課題に対し、今、取り組まなければならないことを考える予防的観点を取り入れてきました。
- 予防的観点からの取り組みは、「一人ひとりの市民のため」であることはもち ろんのこと、その取り組みは「未来の子どもたちも含めた地域みんなのため」 であることを市民の皆様とともに再認識し、地域に根ざした活動として取り組 んでいけるよう、地域との協働を深化させていく必要があります。
- あわせて、本市のあらゆる課題に対して、若い人たちが尼崎に触れ、実践を 通じて学びや経験、力をつけ、また地域で活かしていく機会を創っていく必要 があると考えています。
- すでに現在、人口減少と超高齢社会に直面している地方都市では、地域が自主的、組織的に公共的サービスを担い、地域の課題解決のために自主活動をしている事例があります。
- 今後、都市部である本市においても地域の課題はより多様化し、複雑化すると考えられます。「課題解決先進都市」を目指す本市では、「地域において市民一人ひとりが学び、成長し、活躍し、まちに活気を生み出していく。そしてその営みを未来に引き継いでいく」という「ひと咲き まち咲き あまがさき」の考えのもと、尼崎の創生に向けた総合戦略を策定しました。

(2)「あまがさき創生に向けた意見交換会」での意見

総合戦略の策定にあたっては、人口ビジョン、総合計画ならびに具体化しつつある取組を確認するとともに、外部有識者の意見を踏まえて議論を重ねてきました。

外部有識者による意見交換会(「あまがさき創生に向けた意見交換会」では、以下のような意見をいただきました。

【意見交換会での主な意見】

- O これからは女性の時代。安心して、子どもを産み・育てていくためには、女性 が働きつづける環境づくりが必要である。
- 教育を突破口に。「教育都市」を尼崎市のスローガンにしてはどうか。
- 〇 中学校の学力向上が課題ではないか。
- 教育への取組は、シビックプライドも同時に解決できる。
- 学力ランキングだけではないクリエイティブな人材づくりを目指すべき。
- 大学、地域、専門学校が小学校や中学校へ教育支援をしていくべき。
- 若い人を育てるという感覚を強くしなければならない。
- まち全体で若い人を育てる意識の形成、意見を聞く場を設けてはどうか。
- 大学としてもこれまで以上に地域・学校との関わりを増やしたい。
- 本市は、産業都市にふさわしい技術・知識を持った方々がたくさんいる。産業界・経済界がひとを育てる、教育するという環境を整備することが大事。
- 歴史・アートを活用した観光地を目指すのはどうか。
- 阪神尼崎駅周辺がおもしろい。音楽やアートなど芸術のイメージとあうと思う。
- 尼崎が面白いと若い人たちに思ってもらわなければならない。
- 地域の特色を活かしたまちづくりをする必要がある
- 尼崎には何でもあるので、逆にどれを打ち出すかを絞り切れていない。
- 「シティプロモーション」、「ブランド化」については多くの自治体が取り組んでいる。その取組の「見える化」が重要である。
- 思い切った、特色ある政策の打ち出しをすべき。
- 尼崎市は住みやすいが、住みたいと思わない。
- 高齢者の増加に対してこれからのキーワードは「健康」である。
- 高齢化に伴い介護の必要な方が増えると、介護のために就労できない方が現れると予測する。
- 人口が減って誰が困るのか。突き詰めると行政だけではないか。
- 生産年齢人口の減少は金融機関、企業も危機感を抱いている。

2. 総合戦略における3つの基本目標

持続可能なまちづくりに向けた総合戦略の策定にあたり、尼崎の創生に向けて掲げる3つの基本目標を設定しました。基本目標にはそれぞれに検証可能な数値目標を設定するとともに、その基本目標を達成するための取組を「総合戦略を支える6つの政策分野」に分類し、「総合戦略政策パッケージ」として示します。

個々の取組についても重要業績評価指標を設定することで、その進捗状況について検証し、より効果的・効率的な施策の推進を図っていきます。

(1) ファミリー世帯の定住・転入を促進する

前述のとおり、本市が総合計画、総合戦略に取り組むなかで最重要視している目標です。活力あるまちづくりには、子どもたちの元気な笑い声が欠かせません。本市では総合計画においても「子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進」を掲げており、引き続きマナーや治安などの都市イメージや学力の向上、環境改善など総合的な取組を実施していきます。

【数值目標】

- 5歳未満の子どもがいる世帯の転出超過世帯数(382世帯 ⇒ 半減)
- 尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合(34.8% ⇒ 50%)

(2)経済の好循環と「しごと」の安定を目指す

産業都市として発展し、産業資源の豊富な本市において、地域における活発な 産業活動は、雇用を創出し、世帯収入を増加させるなど、まちの活力を高める重 要な要素です。これら本市産業の強みを活かし、産業関係団体、地域金融機関及 び教育研究機関等と連携を図り、時代の変化に即して新たな事業に挑戦する企業 の支援や、少子高齢化や環境問題など様々な地域課題に取り組むソーシャルビジ ネスを始めとする起業の促進支援など、より効果的・効率的な手法を検討しなが ら取組を推進していきます。

【数値目標】

- 市の施策を活用して生み出した新たな雇用数(5年後に350人)
- 新たな事業にチャレンジしている人・事業者数を増やす(5年間で 1,800 人・社)

(3) 超高齢社会における安心な暮らしを確保する

他都市と比較して要介護認定率が高く、単身高齢者が多い傾向にある本市において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、介護予防の取組を推進します。市民の健康寿命が延びることで元気な市民が増えることは、介護保険等の社会保障制度の安定的な運営に資することに加え、住民福祉の支え手や地域活動の担い手を増やすことにもつながります。

【数值目標】

- 生きがいを持つ高齢者の割合(71% ⇒ 75.9%)
- 65~74 歳の要介護認定者数の割合(平成 32 年度推計値 3.70% ⇒ 3.70%以下)

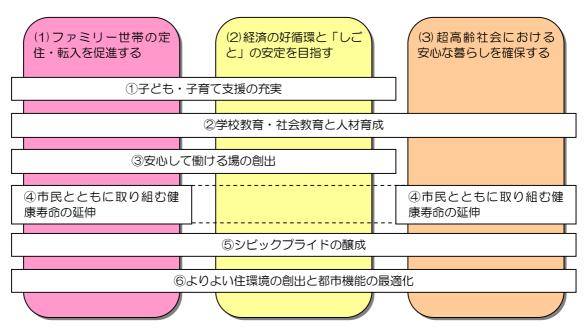
3. 総合戦略を支える6つの政策分野

総合戦略においては、3つの基本目標を達成するため、今後5か年の取り組みを「6つの政策分野」に分類し「総合戦略政策パッケージ」として示します。「6つの政策分野」は総合計画に示す4つのありたいまちの実現に向けた主要取組項目を基本にしています。

(1) 総合戦略を支える6つの政策分野

- ① 子ども・子育て支援の充実
 - ●地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る。
- ② 学校教育・社会教育と人材育成(★)
 - ●地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る。
 - ●市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する。
 - ●社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する。
- ③ 安心して働ける場の創出
 - ●社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する。
 - ●社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業活動を 支援し、地域内の経済循環を図る。
- ④ 市民とともに取り組む健康寿命の延伸
 - ●生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する。
- ⑤ シビックプライドの醸成(★)
 - ●市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する。
 - ●「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の 魅力を高める。
- ⑥ よりよい住環境の創出と都市機能の最適化
 - ●よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する。
 - ●公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的 に活用する。
 - ★6つの政策分野のうち「②学校教育・社会教育と人材育成」と「⑤シビックプライドの醸成」については、国の示す総合戦略にはない、本市独自の視点から設定した項目となります。

(参考) 3つの基本目標と6つの政策分野の関係



(2) 6つの政策分野における取組の考え方

① 子ども・子育て支援の充実

【地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る】

子育てファミリー世帯の転出超過傾向や、ひとり親世帯の増加傾向等が見られるなか、家庭、地域、学校、行政が連携すること等によって、人と人のつながりのある暖かい地域コミュニティのなかで子どもが育つことは、保護者にとって安心であるだけでなく、未来を担う子どもがより社会性豊かに成長することや、地域への愛着をはぐくむことにもつながります。

そこで、地域社会全体で、子どもを守り育てる環境づくりに向け、家庭、地域、学校の連携強化に取り組むとともに、子どもに視点をおいた総合的な支援を実施する必要があります。

② 学校教育・社会教育と人材育成

【地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る】

生きる力をはぐくむ上で学力は重要な要素です。尼崎の子どもたちの学力 は向上してきていますが、市民意識調査での学力向上に対するニーズは依然 として高いという結果が見られます。

学習意欲の向上と確かな学力の定着を図ることは、子どもたちの将来を支える基礎となるものであり、ひいては、保護者等の安心や子育てファミリー

世帯の定住・転入によるまちの活性化にもつながるものでもあるため、学力の向上については、引き続き教育環境の整備も含め重点的に取り組んでいく必要があります。

【市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する】

高齢化の進行や単身世帯の増加等が見込まれるなか、市民のまちづくりに 役立つ能力の養成・向上を支援すること等によって、多様なまちづくりの担 い手が育つこと、また、主体的に活動し、活躍できる開かれた地域コミュニ ティが形成されることは、あらゆる世代の意欲向上や生きがいを生み出すも のです。

これからは、住民自治の方向性を示す住民自治基本条例の制定をはじめ、 自治意識の醸成を図り、市民参画や住民自治を推進するとともに、社会教育 機能の再編を含め、学びの場の提供や多様な主体が連携できる仕組みを構築 する必要があります。

【社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する】

未就労者の就労促進が一層求められるなか、尼崎の産業資源を活かし、子どもや若年者が職業観を持つ機会を提供することや、雇用ニーズを考慮した職業意識の啓発・能力向上を支援することは、市民生活の安定、質の向上に重要な要素です。(⇔ ③安心して働ける場の創出)

③ 安心して働ける場の創出

【社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する】

尼崎の産業資源を活かし、人材と企業のマッチング等により就労をサポートすることは、市民生活の安定、質の向上に重要な要素です。

また、本市労働力人口が減少を続けている中、様々な経験を持つ女性やシニア世代の人々が能力を発揮できる仕組みを整えていくことは重要です。

併せて、生活保護受給者についても、それぞれの方が持つ意欲や能力、職業経験などに応じた自立支援を進めることによって、社会とのつながりを保ち、安定した生活を送ることにつながります。

就労支援については企業が求める人材に主眼を置いた「雇用支援」と、「生活困窮者に対する「自立支援」という2つの視点から、効率的・効果的に取り組みを進めていく必要があります。

【社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業活動を 支援し、地域内の経済循環を図る】

産業都市として発展し、産業資源の豊富な本市において、地域における活発な産業活動は、雇用を創出し、世帯収入を増加させるなど、まちを元気にする重要な要素です。

尼崎市では、産業構造の変化や経済活動のグローバル化に対応し、新たな ニーズに応える付加価値の高い産業や、環境負荷の低減に資する産業等が発 展する素地があるとともに、サービス産業においても、他の産業と比べ労働 生産性が低いものの、従来製造業が吸収していた雇用の受け皿としての役割 を果たしています。

加えて、製造業とサービス産業の境界がなくなりつつあり、新たなビジネスチャンスが生まれる素地があります。

環境やエネルギーについて市民生活や地域レベルでの取組に関心が高まってくるなか、また、少子高齢化等により生活関連サービス等の地域でのニーズが高まってくるなか、このようなテーマに対応する事業活動が活発化し、さらには社会的企業の活動や起業が生まれることは、地域経済の好循環の促進に寄与するものです。

産業施策については、庁内外の関係機関とともに、現在の施策の効果検証 や各機関と連携して取り組む事業など検討する仕組みをつくり、再構築して いく必要があります。

④ 市民とともに取り組む健康寿命の延伸

【生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する】

要介護認定率や社会保障費に占める医療費の割合が高いなどの状況が見られるなか、生活習慣の改善を啓発すること等によって病気の予防に取り組み、社会参画を阻害する要因を早期に排除するとともに、健康に関する意識の高揚を図ることは、市民生活の質の向上に大きく寄与するものです。

これらのことは、高齢化の進行により人口の年齢構成のバランスが変わっていくなかで、住民福祉の支え手を増やすことにもつながり、全体として市 民生活の安定化につながるものです。

高齢者支援に関しては、地域福祉や医療保険・年金など関連する施策間の 連携を強化しながら、高齢者自らが健康づくりに取り組む、また、高齢者を 地域で支える仕組みづくりを行っていく必要があります。

⑤ シビックプライドの醸成

【市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する】

主体的に活動し、活躍できる開かれた地域コミュニティが形成されることは、あらゆる世代の意欲向上や生きがいを生み出すものであり、地域福祉の充実にも寄与するとともに、日常の地域でのつながりを強くすることは、防犯や防災、減災など、非常時の対応力を高めることにもなります。 (⇔ ②学校教育・社会教育と人材育成)

【「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の魅力を高める】

人口の社会減少、特に、子育てファミリー世帯の転出超過傾向が見られるなか、すでにある地域資源や行政が持つ資源を洗い出し、その価値を高めるとともに、地域の魅力向上につながる情報へと編集すること、さらに情報の属性にあわせてターゲットを絞って市内外へ効果的に発信することは、尼崎市の魅力を高める重要なテーマです。このようなシティプロモーションの取組により、尼崎に住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思う人や立地したいと考える企業が増えることは、まちの活気につながるものです。

引き続き、本市の魅力ある地域資源情報を発信していき、尼崎の魅力を体験した上で、「尼崎市に住んでみたい」と思う人を増やすとともに、「尼崎市に住み続けたい」と思っていただけるような取り組みを合わせて実施していく必要があります。

⑥ よりよい住環境の創出と都市機能の最適化

【よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する】

市民自らが、身近な地域の環境や景観等に意識を持ち、良好な住環境をつくっていくこと、行政としてそのような取組が進むような支援をしていくことは、よりよいまちを未来に引き継ぐことにつながります。

さらに、良好な住環境の形成は、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進につながる重要な要素です。このような、人口の年齢構成のバランスを重視した取組を進めることは、まちの活力の向上とともに、住民福祉の支え手を増やすことにもつながり、まちの持続可能性を高めるものです。

また、人口減少社会に向けた持続可能なまちづくりの推進には、都市機能や住宅の適正な立地が必要となっています。

【公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的に活用する】

人口減少下にあるとともに、行政が持つ財源等が限られるなかで、公共施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに、機能や利便性の向上を図ることで、市民活動をサポートし続けられる持続可能な状況をつくっていくことは、未来に向けて大変重要なことです。また、公共施設の再配置にあわせて、耐震化等を図ることは、災害への対応力を高め、まちの持続可能性を高めることにもなります。

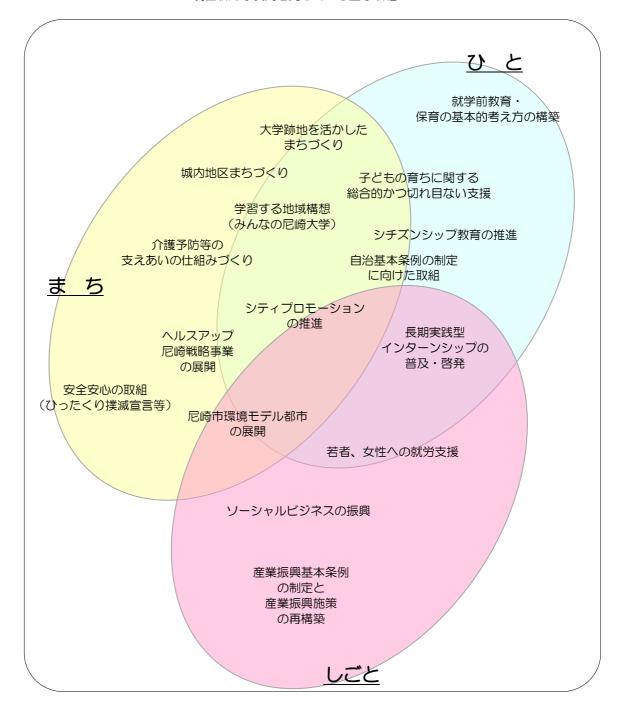
そこで、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、施設の劣化 状況や利用状況等を踏まえながら、施設の評価を行い、具体的な公共施設 のマネジメント計画を立てていく必要があります。

4. 総合戦略において実現を目指す本市の新たな取組

(1) 時代の変化を捉え具体化しつつある取組

総合計画の施行から2年が経過し、総合計画の取組に新たな展開を見せている ものがあります。持続可能なまちづくりに向け、現在具体化しつつある項目を「ま ち・ひと・しごと創生」の考えに基づき、以下の通り分類し総合戦略期間中にそ の取組を推進していきます。

現在新たな展開を見せている主な取組



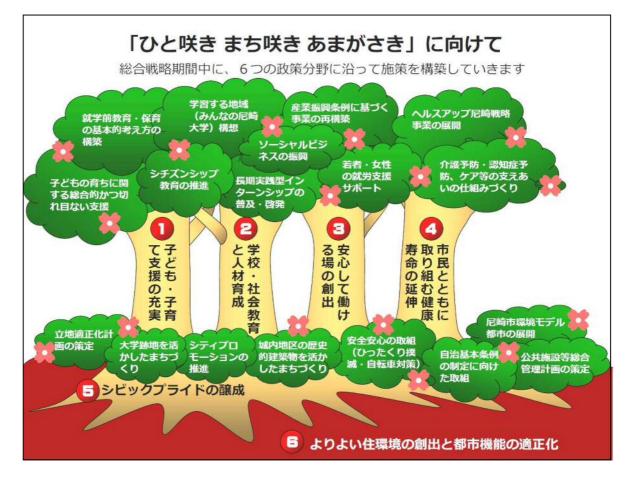
(2)「ひと咲き まち咲き あまがさき」に向けた施策の構築

前項「時代の変化を捉え具体化しつつある取組」は、総合計画の4つの「ありたいまち」を念頭におき、将来を見据えて、実施あるいは準備しているものであり、本市が現時点で特に注力しようとしている取組といえます。

これらは新たな施策の構築や既存施策の再構築により、実現に向けて検討を重ねてきており、今後、進捗状況に合わせ総合戦略政策パッケージに反映させていく予定のものです。

中には、全国的に取組が求められているものもありますが、そうしたものでも、 本市固有の考えを基に取組内容や課題を設定するなどしており、これらはどれも この総合戦略における本市の独自色ある取組といえます。

尼崎の創生は、「ひと咲き まち咲き あまがさき」の実現により叶うものであり、 平成 31 年度までの 5 年間は、本総合戦略に則って着実に取組を進めてまいります。



尼崎の創生に向けた6つの政策分野における 総合戦略政策パッケージ

(平成28年4月現在 (ver.2))

•	・記載イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
•	・総合計画の「施策」及び「施策の展開方向」・・・・・・・・・・23
	① 子ども・子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・25
	② 学校教育・社会教育と人材育成・・・・・・・・・・・27
	③ 安心して働ける場の創出・・・・・・・・・・・・30
	④ 市民とともに取り組む健康寿命の延伸・・・・・・・・・・33
	⑤ シビックプライドの醸成・・・・・・・・・・・・35
	⑥ よりよい住環境の創出と都市機能の最適化・・・・・・・・38

※総合戦略政策パッケージにつきましては、議会における各年度の予算審議等を踏まえ、 随時改訂をしていきます

記載例

尼崎総合戦略政策パッケージ

(1)子ども・子育て支援の充実

戦略パッケージは「総合戦略を支える6つ政策分

【講ずべき施策に関する基本的方向】

地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る(主要取組項目①)

総合計画に定める「主要取組項目」から、当該「政策分野」に該当する項目を抜粋し記載しています。(本文13ページ参照)

【現状及び課題】

●母親の就労形態の多様化等を背景に保育ニーズが多様化。 【施策4:子ども・子育て支援】

総合計画における「施策を考える背景」を基本としながら、新たに具現化 してきた現状及び課題も含めて記載しています。(【 】内は総合計画に おける施策名称。次ページ参照)

【主な取組の方向】

○家庭における子育て力を高めます【施策4-1】

総合計画における「施策の展開方向」から、当該基本目標に該当する項目を記載しています。(【 】内は総合計画における施策の展開方向。次ページ参照)

【主な関係局(施策)】

○こども青少年本部事務局(施策4・子ども・子育て支援) ○健康福祉局(施策9・生活支援、施策11・地域保健) ○総 務局・市民協働局(ワークライフバランス)

行政が取り組むこと	施策番号	重要業績評価指標(KPI)	
(ア)子ども・子育て支援の充実		国の総合戦略パッケージを参酌しながら設定しています。	
①家庭の子育て力の向上支援	4-1	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率(89.4% ⇒ 100%)	
総合計画に定める「行政が取り組むこと」を基本に分類しています。((新規)については総合戦略において新たに設定))		つどいの広場利用者数(62,595人 ⇒ 63,892人) 当該取組における数値目標を記載しています。数値の左側が現状 (平成26年度)、右側か目標(平成31年度中)となっています。	
(主な取組) (主な取組) ★・・・・・ ○・・・・・ ○・・・・・ ○・・・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			

総合計画の「施策」及び「施策の展開方向」

	施策名称	施策番号	施策の展開方向(主な取組の方向)
	【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域 が元気なまち	1-1	多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに 取り組みます。 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地
1		1-2	域社会の形成を促進します。 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう
		1-3 2-1	進めるしくみづくりに取り組みます。 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことので
2	【生涯学習】	2-2	きる人づくり・しくみづくりを進めます。 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みま
	生涯を通して学び、人ポーツに親しめるまち	2-3	す。 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。
		3-1	確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実
3	【学校教育】 教育の充実で子どもの生	3-2	します。 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。
	きる力をはぐくむまち	3-3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。
	【子ども・子育て支援】	4-1	家庭における子育て力を高めます。
4	健やかに子どもが育ち、 笑顔が輝くまち	4-2	子どもの主体的な学びや行動を支えます。
	大阪がはくなり	4-3	地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。
		5-1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」 の実現に努めます。
5	【人権尊重】 人権文化の息づくまち	5-2	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に 対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。
		5-3	人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。
	【地域福祉】 6 誰もが地域でその人らし 〈暮らせる福祉のまち	6-1	小地域福祉活動を活発にします。
6		6-2	地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。
		6-3	専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。
	【高齢者支援】	7-1	元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。
7	高齢者が地域で安心して 暮らせるまち	7-2	地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。
	音りにつより	7-3	積極的に地域とかかわることができるよう支援します。
	【障害者支援】 障害のある人が地域で自 立して暮らせるまち	8-1	地域での在宅生活を支えます。
8		8-2	適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。
		8-3	障害のある人の社会への参加を促進します。
	【生活支援】	9-1	支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。
9	生活に課題を抱える人が 安心して暮らせるまち	9-2	生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。
		9-3	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
10	【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を	10-1	支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。
	支えあうまち	10-2	生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化を めざします。

	施策名称	施策番号	施策の展開方向(主な取組の方向)
	【地域保健】	11-1	ライフステージに応じた健康づくりを支援します。
11	いきいきと健康に安心し	11-2	適切な医療体制の確保に努めます。
	て暮らせるまち	11-3	健康危機管理体制の確立に取り組みます。
	【消防・防災】	12-1	阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。
12	消防・防災体制が充実し	12-2	大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
	た安全・安心のまち 	12-3	地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。
10	【生活安全】	13-1	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
13	生活に身近な安心を実感できるまち	13-2	身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。
		14-1	企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。
14	【就労支援】 能力を活かし、いきいきと	14-2	就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組 み、就職力を高めていきます。
	働けるまち	14-3	多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。
		15-1	地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。
15	【地域経済の活性化】 地域経済の活性化による にぎわいのまち	15-2	環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成 を進めます。
		15-3	地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。
	[女化,交流]	16-1	地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高め ます。
16	【文化・交流】 .6 人をひきつける魅力があ	16-2	まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。
	ふれるまち	16-3	地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。
		17-1	文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。
17	【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	17-2	地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。
		17-3	住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりですくしっかりと伝えていきます。
		18-1	環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境 活動を活性化します。
18	環境保全・創造】 環境と共生する持続可能	18-2	地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済 活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。
	なまち	18-3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き
	【住環境】		継いでいきます。 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的に かかわっていける環境づくりを進めます。
19	暮らしやすく快適な住環 境を備えたまち	19-2	かかわっていける環境づくりを進めます。 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。
	【都市基盤】	20-1	都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・
20	安全・安心な都市基盤で 市民生活を支えるまち	20-2	創出していきます。 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全な まちづくりに取り組みます。
			い フィ 、フに4人 フャログ いり

尼崎版総合戦略政策パッケージ

(1)子ども・子育て支援の充実

【講ずべき施策に関する基本的方向】

地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る(主要取組項目①)

【現状及び課題】

- ●母親の就労形態の多様化等を背景に保育ニーズが多様化。 【施策4:子ども・子育て支援】
- ●地域の大人と子ども、子育て家庭と地域がつながる機会の減少、地域で子どもを育てる意識が弱くなっている。【施策4:子ども・子育て支援】
- ●日常生活において子ども同士が互いに遊びや体験を通じて人間関係づくりを学ぶ機会や地域活動等に参加する機会が減少。 【施策4:子ども・子育て支援】
- ●子育てに対する不安や負担を感じている就学前児童・小学生の保護者がそれぞれ半数程度おり、「子育てがうまくできているか」「子育てにかかる経済的負担」「子どもの教育に関すること」といった内容が多い。【施策4:子ども・子育て支援】
- ●児童虐待の相談受付件数は阪神間他市に比べて多い。また、非行問題も依然としてある。【施策4:子ども・子育て支援】
- ●児童虐待等、要保護児童に関する相談件数が増加。【施策9:生活支援】
- ●出産、育児では若くしての出産が県下他市町として比較して多く、そこでは養育支援が必要な家庭が多い。【施策11:地域保健】
- ●ワークライフバランスに配慮した働き方を考える必要がある。【新規】

【主な取組の方向】

- ○家庭における子育て力を高めます【施策4-1】
- ○子どもの主体的な学びや行動を支えます【施策4-2】
- ○地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます【施策4−3】
- ○支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます【施策9-1】
- ○ライフステージに応じた健康づくりを支援します(思春期の教育、出産・子育てに係る支援)【施策11-1】
- ○適正な医療体制の確保に努めます【施策11-2】

【主な関係局(施策)】

○こども青少年本部事務局(施策4・子ども・子育て支援) ○健康福祉局(施策9・生活支援、施策11・地域保健) ○総 務局・市民協働局(ワークライフバランス)

行政が取り組むこと	施策番号	重要業績評価指標(KPI)		
(ア) 子ども・子育て支援の充実				
①家庭の子育て力の向上支援	4-1	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率(89.4% ⇒ 100%) つどいの広場利用者数(62,595人 ⇒ 63,892人)		
②保育事業、放課後児童対策等による支援	4-1	保育施設等入所待機児童数(80人 ⇒ 0人) 児童ホーム入所待機児童数(179人 ⇒ 0人) 読み聞かせの満足度(ー ⇒ 50%以上)		
(主な取組)○新県立病院と連携した病児・病後児保育事業の実現 ○保育の質の向上事業 ○市立幼稚園一時預かり事業○児童ホーム整備事業 ○放課後児童健全育成事業所運営費補助金 ○地域型保育事業従事者研修事業 ○保育の量確保事業				

		こどもクラブの延べ参加者数 (199,408人 ⇒ 215,000人)	
③子どもの主体的な学びや行動への支援	4-2	青少年活動の団体数(30団体 ⇒ 34団体)	
		野菜を食べようカードを使用した教育回数(15回 ⇒ 200回)	
(主な取組)○青少年活動事業 ○青少年センタ-	-管理運	 営事業、児童育成環境整備事業 ○生活習慣病予防ガイドライン推進	
事業(保育所・幼稚園での活用)			
		子育てに関する活動グループ数 (31団体 ⇒ 40団体)	
④地域の子育て力の向上支援	4-3	子育てに関するワークショップ等の参加者の満足度(94.6% ⇒	
		100%)	
(主な取組)○(仮称)尼崎市子どもの育ち支援も	マンター(
サークル育成事業 〇地域組織活動育成事業補助会	金 ○総合	合センター運営事業(子育て支援機能の充実)	
⑤児童虐待の早期発見と非行化の防止に向けた地		少年補導委員による補導活動の延べ人数(17,463人 ⇒ 17,784	
域環境づくり	4-3	(A)	
- (主な取組) ○青少年健全育成啓発事業 ○少年ネ	l 甫導活動	」 事業 ○地域社会の子育て機能向上支援事業	
		子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数(27校 ⇒ 61校)	
⑥支援を要する子どもの早期発見と早期対応	9-1	要保護児童に関する個別ケース検討件数(258件 ⇒ 332件)	
(ナル四组) ○(/原称) 尼藤末ス ビナの奈た末坪4	 	 の機能検討事業 ○子ども家庭相談支援体制整備事業 ○尼崎市要保	
(主な取組) (収納) 尼崎中子ともの自う文援 (護児童対策地域協議会運営事業 ()子育で家庭シ=			
(イ)妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援			
①思春期の教育・出産・子育てにかかる支援		妊娠11週以下の届出率(94.6% ⇒ 100%)	
		小児救急医療相談電話の認知度(47.7% ⇒ 71.3%) 	
		所における小児科医療の拡充) ○妊婦健診事業 ○母子保健相談指	
導事業(女性の健康支援事業) ○特定不妊治療費の確保)	彰助 放争	業 ○在宅当番医制運営補助金(休日・夜間の産婦人科初期救急医療	
(ウ) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラ)	77) M	宇祖 (「働き方改革」)	
(プ) はずこエルの時間 (プープ・ブロン・バン	 	大九(「倒己刀以手」)	
		尼崎市男女共同参画推進認定事業者数(13事業者⇒31事業者)	
		《参考》	
①ワーク・ライフ・バランスの取組推進 (男女共同参画社会の実現)	5-1	市役所職員における年間超過勤務等時間の縮減(143.3 時間/人⇒	
		128時間/人※市長部局)	
		市役所職員における男性の育児休業取得者数(1人⇒8人以上)	
	(
(主な取組)○男女共同参画社会づくり関係事業	いノーク	・ライフ・バランス推進事業) ○尼崎市特定事業主行動計画	

(2) 学校教育・社会教育と人材育成

【講ずべき施策に関する基本的方向】

地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る(主要取組項目①)

市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する(主要取組項目①)

社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する(主要取組項目②)

【現状及び課題】

- ●より一層の学力に対するニーズがある一方で、中学の進学とともに学習意欲が低下する傾向が見られる。【施策3:学校教育】
- ●子どもの体力の低下が指摘され、基本となる食習慣や生活習慣の確立・改善が必要。【施策3:学校教育】
- ●子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的課題。【施策3:学校教育】
- ●不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るため、子どもを取り巻く環境の整備が必要。 【施策3:学校教育】
- ●学校施設の耐震性の確保を図るとともに、老朽化している施設の改善が必要。 【施策3:学校教育】
- ●子どもが被害者となる事件・事故が発生しており、地域や学校の安全・安心を確保することが必要。【施策3:学校教育】
- ●地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識を持つ必要がある【施策 1:地域コミュニティ】
- ●地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、その知識や能力をまちづくり活動の中で発揮していただく必要がある【施策2:生涯学習】
- ●若年層の早期離職問題に対し、若い世代の職業観の形成や就職後の定着支援も必要。【施策14:就労支援】
- ●中小企業の新規技術開発の停滞、後継者不足、工場跡地の転用による操業環境の悪化等が、ものづくり産業の良好な事業活動の継続に影響を与えると懸念される。 【施策15:地域経済の活性化】

【主な取組の方向】

- ○確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します【施策3-1】
- ○地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します【施策3-3】
- ○子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します【施策3-2】
- ○多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます【施策1-1】
- ○子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します【施策1 2】
- ○市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます 【施策1-3】
- ○市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます【施策2-1】
- ○生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます【施策2-3】
- ○就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます【施策 14-2】
- ○多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます【施策14-3】
- ○地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します【施策15-3】
- ○生活保護受給者への自立支援の取組を進めます(生活保護受給者の自立助長を目指し、再チャレンジに手を差し伸べる取り組みを進めます) 【施策9-3】

【主な関係局(施策)】

○教育委員会(施策 3 ・学校教育、施策 2 ・生涯学習) ○市民協働局(施策 1 ・地域コミュニティ) ○経済環境局(施策 14・就労支援、施策15・地域経済の活性化) ○健康福祉局(施策 9 ・生活支援)

行政が取り組むこと	施策番号	重要業績評価指標(KPI)			
(ア)教育・学習内容の充実					
①教育・学習内容の充実	3-1	学力調査における平均正答率の全国との比較 (小学6年生△2.2ポイント~△3.4ポイント ⇒ ±0ポイント以上、中学3年生△1.9ポイント~△3.2ポイント ⇒ ±0ポイント以上)			
援専門家派遣事業 ○英語学習ホップ・ステップ・	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
②心のケア・心の教育の充実	3-1	不登校生徒・児童の割合(小学生0.56% ⇒ 0.31%、中学生 4.21% ⇒ 2.56%)			
(主な取組) ○不登校対策事業 ○こころの教育指	進事業				
③子どもの健康な体づくり	3-1	新体力テストにおける平均得点(44.1ポイント⇒50.1ポイント)			
(主な取組) 〇中学校弁当推進事業 〇生活習慣病編】作成事業 〇学校体育関係事業 〇児童生徒幼		イドライン推進事業(生活習慣病予防ガイドラインの手引き【小学校			
(イ)学習環境の整備					
①家庭・地域・学校の連携推進	3-3	「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」学校関係者評価の平均値(3.3点 ⇒ 4点/4段階評価)			
②安全な教育環境の確保	3-2	学校耐震化率(82%⇒100%) 普通教室空調機設置率(小学校48.4% ⇒ 100% 中学校52.3% ⇒ 100%)			
(ウ)学び続けるまちを目指して					
①地域コミュニティの形成・活性化に対する支援	1-1 1-2	コミュニティルーム登録団体数(151団体 ⇒ 162団体)			
(主な取組) ○市民自治のまちづくり推進事業					
②市民の市政参画を進めるしくみづくり	1-3	市政に対して関心を持っている市民の割合(55.5% ⇒ 60%) 市政に対する関心が、以前より高まっている市民の割合(38.3% ⇒ 52%) 市政出前講座の実施件数(148件 ⇒ 150件)			
③地域コミュニティ活動を担う人材の育成	1-3	生涯学習に取り組んでいる市民の割合(63.2% ⇒ 65%) 生涯学習に取り組んでいるもののうち、地域活動の中で、生涯学習 の成果が活かせていると感じる市民の割合(11.3% ⇒ 12.5%)			
(主な取組)○みんなの尼崎大学事業 ○あまがさきチャレンジまちづくり事業(あまらぶジュニア)					

④生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の 推進	2-1	生涯学習推進事業等講座受講者数(16,795人 ⇒ 16,795人以 上)	
(主な取組) 〇社会教育・地域力創生事業 〇学	社連携指		
 開架時間延長 ○生涯学習推進事業 ○尼崎学びの	サポート	事業 ○旧梅香小学校敷地複合施設整備事業 ○親子ボランティア	
体験学習事業			
		家庭・地域教育推進事業等講座受講者数(18,471人 ⇒ 18,471	
⑤市民の生きがいづくりや交流の推進	2-3	人以上)	
(主な取組) ○あまらぶ歴史体験学習事業 ○家庭	・地域教	・ 数育推進事業 ○図書館ブックオーナーズ制度の導入 ○市民参加・	
交流・連携推進事業			
(工)人材育成			
		キャリアアップ支援事業参加者の就職率(47.7% ⇒ 70%)	
①就労希望者の就職力向上の支援	14-2	ポリテクセンター兵庫における市民の訓練受講者数(103人 ⇒	
		150人)	
(主な取組) ○キャリアアップ支援事業			
②次代を担う人材の育成	14-3	親子ものづくり体験教室の参加人数(350人 ⇒ 400人)	
③地域社会を支える事業活動の支援(ソーシャル			
ビジネス)	15-3	長期実践型インターンシップの実施件数(未実施 ⇒ 3件)	
(主な取組)★ソーシャルビジネス支援推進事業			
④生活困窮者自立支援制度における就労支援	9-2	自立相談支援窓口に相談した市民の割合(未実施 ⇒ 0.02%) 生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率(未実施 ⇒ 40%)	
		工心四初 日日立1日吹入1及尹未りがり・日払平(不大ル・ラ・4070)	
(主な取組) ○生活困窮者自立相談支援事業			
		生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数(517人	
⑤生活保護受給者への自立支援	9-3	⇒ 620 人)	

(3)安心して働ける場の創出

【講ずべき施策に関する基本的方向】

社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する(主要取組項目②)

社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業活動を支援し、地域内の経済循環を図る(主要取組項目 ③)

【現状及び課題】

- ●雇用する側の企業等が求める人材像と就労希望者との間におけるミスマッチが生じている。【施策14:就労支援】
- ●本市に多く集積している中小企業の魅力が就労希望者に十分伝わっていない。 【施策14:就労支援】
- ●雇用の維持・創出は地域経済の活性化や教育・子育て支援など複合的な取り組みが求められ、企業、関係機関、教育機関、地域活動に取り組む様々な主体と協力が求められる。【施策14:就労支援】
- ●生活困窮者の多くは、失業をはじめ複合的な課題を抱えており、課題が複雑化・深刻化する前に、関係機関が連携し、各種の支援と平行して自立に向けた就労等の支援を行うことが求められている。【施策9:生活支援】
- ●グローバル化、国内の社会構造の変化により厳しい環境にあるものの、ものづくり産業都市として優位性を有している。 【施 策15:地域経済の活性化】
- ●中小企業の新規技術開発の停滞、後継者不足、工場跡地の転用による操業環境の悪化等が、ものづくり産業の良好な事業活動の継続に影響を与えると懸念される。 【施策15:地域経済の活性化】
- ●地域の社会経済を活性化する新たな担い手としてソーシャルビジネスの活動が期待されている。 【施策15:地域経済の活性化】
- ●サービス産業については、労働生産性が製造業に比べて低いものの、従来製造業が果たしてきた雇用の受け皿としての役割を 果たしている。 【施策15:地域経済の活性化】
- ●本市においても全国と同様に起業の割合は低い状況にある。【施策15:地域経済の活性化】
- ●いわゆる女性の労働力人口率のM字カーブについては、改善してきているものの、全国と比べて低い。【施策15:地域経済

【主な取組の方向】

- ○企業等と就労希望者双方の二ーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます【施策14-1】
- ○就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます【施策 14-2】(再掲)
- ○多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます【施策14-3】
- ○生活保護受給者への自立支援の取組を進めます(生活保護受給者の自立助長を目指し、再チャレンジに手を差し伸べる取り組みを進めます) 【施策09-3】 (再掲)
- ○環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます【施策15-2】
- ○地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます【施策15-1】
- ○地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します【施策15-3】(再掲)

【主な関係局(施策)】

○経済環境局(施策14・就労支援、施策15・地域経済の活性化) ○健康福祉局(施策9・生活支援) ○総務局・市民協働 局(ワークライフバランス)

行政が取り組むこと	施策番号	重要業績評価指標(KPI)	
(ア) 若い世代の経済的安定			
①雇用と就労のマッチングの推進	14-1	無料職業紹介窓口求職登録者のうち若年者(39歳以下)の就職件数(70件 ⇒ 120件) 無料職業紹介窓口求職登録者のうち若年者(39歳以下)の女性の就職件数(19件 ⇒ 30件) 合同就職面接会における若年者(39歳以下)の就職率(11.4% ⇒ 20%) 無料職業紹介窓口で就職した若年者(39歳以下)の定着率(81.5% ⇒90%)	
(主な取組) ○雇用創造支援事業 ○地域雇用・勍	労支援事	写 業	
②就労希望者の就職力向上の支援 (再掲)	14-2	キャリアアップ支援事業参加者の就職率(47.7% ⇒ 70%) ポリテクセンター兵庫における市民の訓練受講者数(103人 ⇒ 150人)	
(主な取組) ○キャリアアップ支援事業(再掲)			
③多様な働き方を支える環境づくり	14-3	就労相談件数(657件 ⇒ 1,200件) 就労相談件数のうち労働相談件数(72件 ⇒ 250件) 勤労者に対する研修会への参加者数(782人 ⇒ 850人)	
(主な取組) ○地域雇用・就労支援事業 ○企業内	人権研修		
④ワーク・ライフ・バランスの取組推進(再掲) (男女共同参画社会の実現)	5-1	尼崎市男女共同参画推進認定事業者数(13事業者→31事業者) 《参考》 市役所職員における年間超過勤務等時間の縮減(143.3 時間/人⇒ 128時間/人※市長部局) 市役所職員における男性の育児休業取得者数(1人⇒8人以上)	
(主な取組) ○男女共同参画社会づくり関係事業	゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	・ライフ・バランス推進事業) ○尼崎市特定事業主行動計画	
⑤生活困窮者自立支援制度における就労支援(再 掲)	9-2	自立相談支援窓口に相談した市民の割合(未実施 ⇒ 0.02%) 生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率(未実施 ⇒ 40%)	
(主な取組)○生活困窮者自立相談支援事業(再掲)			
⑥生活保護受給者への自立支援(再掲)	9-3	生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数(220件 ⇒ 310件)	
(主な取組) ○生活保護安定運営対策等事業 (再掲)			
(イ)地域経済戦略の企画・実施体制の整備			
①産業振興基本条例に基づく産学公融ネットワークを活用した地域経済戦略 (主な取組) ○産業振興基本条例関係事業	15-1	尼崎市産業振興推進会議・分科会の開催回数(未実施 ⇒ 5回)	

(ウ)地域産業の競争力強化(業種横断的取組)		
①環境と産業の共生による地域経済の活性化	15-2	市の施策を利用して省工ネ設備導入を行った事業所数(6社 ⇒ 12社)
(主な取組)○尼崎版グリーンニューディール推議	進事業 (・ ○中小企業エコ活動総合支援事業
②次世代のものづくり産業を担う人材の育成(創 業支援)	15-2	中小企業センター創業支援拠点の支援件数(未実施 ⇒ 250件) 創業支援事業計画(特定創業支援事業)に基づく市の施策を利用して創業した者の数(3件 ⇒ 8件) 市内法人設立の割合 (3.2% ⇒ 10%)
(主な取組)○創業支援事業 ★創業支援事業(創 度関係事業	削業拠点	運営支援等補助金)○リサーチコア推進事業 ○中小企業資金融資制
③市内企業の魅力発信及び営業力強化	15-1	市内製造事業所データベースへのアクセス件数(145,473件 ⇒ 152,800件) 各種展示会の出展支援件数(3件 ⇒ 5件)
(主な取組)○市内企業魅力発信事業(★学生との	の連携事業	業、100周年企業表彰事業) 〇営業力強化支援事業
(工)地域産業の競争力強化(分野別取組)		
①ものづくり産業の競争力強化に向けた支援	15-1	市内製造業の粗付加価値額(- ⇒ 530,000百万円) 市の施策を利用して新技術・新製品開発を行った事業所数(10社 ⇒ 10社) ものづくり支援センター利用件数(技術相談+機器利用+依頼試 験)(4,010件 ⇒ 5,000件) 市の施策を利用して固定資産の取得等を行った事業所数(6社 = 20社)
		」 ベーション促進総合支援事業(ものづくり技術支援事業、ものづくり 能強化事業 ○企業立地促進条例運営事業 ○企業立地促進法基本
②サービス産業の振興	15-1	先進的な事例を持つ企業のPR件数 (− ⇒ 8件)
(主な取組) 〇イノベーション促進総合支援事業	〇営業	力強化支援事業
(オ)尼崎の地域経済の循環・活性化		
①地域社会を支える事業活動の支援(消費活動・ 地域経済の循環)	15-3	市内で、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合 (87.8% ⇒ 84.2%)
(主な取組) ○尼崎市商業活性化対策支援事業		
②地域社会を支える事業活動の支援(ソーシャル ビジネス)(再掲)	15-3	ソーシャルビジネスの起業・誘致件数(6件 ⇒ 10件)
	···•···	•

(4) 市民とともに取り組む健康寿命の延伸

【講ずべき施策に関する基本的方向】

生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する(主要取組項目②)

【現状及び課題】

- ●介護予防から高齢者虐待に至るまで高齢者に関する相談内容は複雑化してきており、保健・医療・介護の連携を図り、高齢者を包括的にケアすることが重要。【施策7:高齢者支援】
- ●本市では国、県と比較して要支援・要介護の認定率が高く、かつ要支援1、要介護1といった軽度の方の伸びが大きい。単身 高齢者が増えるなか、健康づくりや介護予防は重要な課題である。【施策7:高齢者支援】
- ●介護予防・認知症ケア等の支えあいの仕組みづくり【施策7・高齢者支援】
- ●生活習慣病になる人や心身の健康問題で社会生活を営むことが困難な人が増えている。【施策11:地域保健】
- ●生活習慣病や介護の予防という観点からも、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められている。【施策2:生涯学習】
- ●国民健康保険等の医療保険制度は、健診・保健指導を通じた被保険者自身の生活習慣の改善による生活習慣病の予防と重症化 予防による被保険者の健康増進と、制度の適切な維持・運営が課題。【施策10:医療保険・年金】
- ●地域のつながりの希薄化が進んでおり、身近な生活の場での困りごとや孤立した不安など、制度の谷間・狭間にあるような ニーズを抱える人を地域で支えていくことも必要。【施策6:地域福祉】

【主な取組の方向】

- ○元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます【施策7-1】
- (高齢者が) 積極的に地域とかかわることができるよう支援します【施策7-3】
- ○ライフステージに応じた健康づくりを支援します【施策11-1】
- ○健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます【施策2-2】
- ○生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします【施策10-2】
- (高齢者が) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします【施策7-2】
- ○地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します【施策6-2】
- ○専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します【施策6-3】
- ○適切な医療体制の確保に努めます【施策11-2】
- ○健康危機管理体制の確立に取り組みます【施策11-3】

【主な関係局(施策)】

○健康福祉局(施策 6 ・地域福祉、施策 7 ・高齢者施策、施策11・地域保健)○教育委員会(施策 2 ・生涯学習) ○市民協働局(施策10・医療保険・年金)

行政が取り組むこと	施策番号	重要業績評価指標(KPI)	
(ア)大都市圏における安心な暮らしの確保→介護・医療(個人の健康)			
①健康づくり・介護予防の推進	7-1	自分が健康であると感じている高齢者の割合(72.9% ⇒ 72.9%以上)	
(主な取組) 〇介護予防・日常生活支援総合事業移行準備経費 〇介護予防対策事業 〇生活支援サービス体制整備事業 〇いき健康づくり事業 〇ヘルスアップ尼崎戦略事業(認知症予防事業)			
②社会参加の促進	7-3	生きがいを持つ高齢者の割合(71% ⇒ 75.9%以上)	
(主な取組)○介護マーク普及事業 ○老人クラブ関係事業			

 ③健康づくりや健康回復のための支援等 	11-1	自分が健康であると感じている市民の割合(75.8% ⇒ 100%)		
④運動やスポーツによる市民の健康づくり	2-2	健康を意識した運動やスポーツを心がけている市民の割合(63.3% ⇒ 68.1%)		
(主な取組)○学校開放事業 ○地区体育館等施設運営事業 ○生涯スポーツ・レクリエーション事業(新・がんばりカード (1日1回運動)事業)				
⑤被保険者の健康増進による医療費の適正化	10-2	特定健診受診率(39.5% ⇒ 60%)		
(イ)大都市圏における安心な暮らしの確保→介護	護・医療	(制度・体制づくり)		
①高齢者を地域で見守ることができる体制づくり	7-2	要援護高齢者等見守り活動地域(35地区 ⇒ 68地区)		
②支援体制の充実と権利擁護	7-2	孤立を感じている高齢者の割合 (36.8% ⇒ 29.4%以下)		
(主な取組) ○成年後見制度利用支援事業 ○介護	[給付適]			
③地域生活を支える福祉コミュニティづくり	6-2	孤立を感じている市民の割合 (38.2% ⇒ 32%以下)		
(主な取組) ○地域福祉推進事業				
④地域福祉に関する相談、支援体制づくり	6-3	民生児童委員活動平均日数(133.4日 ⇒ 146.5日)		
⑤地域医療体制の確保	11-2	休日・夜間の入院加療を要する重病患者に対する当番病院の応需体制(100% ⇒ 100%)		
⑥健康危機管理体制の確立	11-3	予防接種 (麻しん・風しん) の接種率 (1期95.7% 2期89.4% ⇒ 95%以上)		
⑦日常生活の支援の充実と権利擁護(障害者支援)	8-1	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合(37.3% ⇒ 40%以上)		
(主な取組) ○障害者(児) 自立支援事業				

(5) シビックプライドの醸成

【講ずべき施策に関する基本的方向】

市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する(主要取組項目①)

「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の魅力を高める(主要取組項目③)

【現状及び課題】

- ●尼崎で生活している市民が感じている、まちとしての魅力やよさが、市外に向けては十分に発信できていない。【施策16: 文化・交流】
- ●まちの魅力を高めていくため、文化の担い手の連携や地域文化の保存や発信に努め、活性化させていくことが必要。 【施策 16:文化・交流】
- ●史跡や文化財をはじめ各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されているが、これらは市内外に十分に知られているとはいえない。 【施策17:地域の歴史】
- ●地域資源を活かしたまちづくりを進めていくためには、多くの人が思いを持ってかかわる必要があることから、地域に対する 誇りや愛着を醸成していく必要があり、地域の歴史に関する活動ができる環境や、子どもの頃から歴史を学ぶ機会を整えていく ことが課題となっている。 【施策17:地域の歴史】
- ●地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識を持つ必要がある【施策1:地域コミュニティ】
- ●市民が、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが身近な暮らしの中で安全・安心を実感できることが必要である。 【施策13:生活安全】
- ●今後、予測される高齢者の増加に伴う救急需要の増大や、複雑多様化している災害への対応が求められている。【施策12: 消防・防災】
- ●阪神・淡路大震災の経験を風化させず、防災意識を向上させるとともに、減災の視点も踏まえながら、地域における自主防災体制を強化することが課題である。【施策12:消防・防災】

【主な取組の方向】

- ○まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します【施策16-2】
- ○地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します【施策16-3】
- ○地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます【施策16-1】
- ○文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します【施策 17-1】
- ○地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます【施策17-2】
- ○住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます 【施策17-3】
- ○多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます【施策01-1】
- ○環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します【施策18-1】
- ○地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます【施策13-1】
- ○地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます 【施策12-3】
- ○阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実 します【施策12 – 1】
- ○大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・ 救助体制を充実します【施策12-2】

【主な関係局(施策)】

○企画財政局(施策16・文化・交流、施策17・地域の歴史) ○教育委員会(施策17・地域の歴史)○市民協働局(施策1・ 地域コミュニティ) ○危機管理安全局(施策12・消防・防災、施策13・生活安全) ○消防局(施策12・消防・防災)

行政が取り組むこと	施策番号	重要業績評価指標(KPI)	
(ア)シティプロモーションの推進(交流人口、 混	動人口の	D増加に向けた取組)	
①戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上	16-2	尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合(34.8% ⇒ 50%)	
(主な取組) 〇市制100周年記念式典等関係事業 〇若年世帯定住促進事業 〇定住・転入促進情報発信サイト事業 〇市報あまがさき発行事業			
②地域資源を活用した市内外の交流推進	16-3	市内観光客入込客数(2,110,359人 ⇒ 2,200,000人) 外国人の市内ホテル宿泊者数(27年度比15%増)	
(主な取組)〇まち情報発信事業	J		
③地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携 の促進	16-1	あまらぶアートラボ参加者数(未実施 ⇒ 2,000人)	
④歴史遺産の保存と活用	17-1	文化財収蔵庫・田能資料館での展示会の観覧者数(22,264人 ⇒ 30,000人)	
(イ) シビックプライドの醸成(尼崎への愛着と語	きりの醸成	戊に向けた取組)	
 ①地域資源を活かした新たな魅力づくり 	16-1	 尼崎市総合文化センター入場者数(386,000人 ⇒ 450,000人) 	
(主な取組) Oシティプロモーション推進事業 C	尼崎市総	総合文化センター補助金等	
②地域の歴史に関する学習機会の提供	17-2	文化財収蔵庫・田能資料館主催事業の参加者数(1,388人 ⇒ 1,500人)	
(主な取組) 〇城内まちづくり整備事業 〇史料	 館管理		
③住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる	17-3	尼崎の歴史に関心を持っている市民の割合(55.8% ⇒ 77%) 復元住居の修復に係る市民ボランティアの参加者数(平成31年度ま でに、延べ5,400人) 田能資料館の来館者数(平成31年度までに、31,500人)	
(主な取組) 〇 (文化財収蔵庫・田能資料館) 維持管理事業 〇田能遺跡サポーター養成事業 〇市制100周年記念式典等関係事業 〇都市政策推進事業(未来志向型意見交換会検討事業)			
④地域コミュニティの形成・活性化に対する支援 (再掲)	1-1	市政に対して関心を持っている市民の割合(55.5% ⇒ 60%)	
(主な取組) ○市民自治のまちづくり推進事業(自治条例推進事業)			

会 (58.5% ⇒ 90%) (主な取組) ○街頭犯罪防止事業 ○自転車総合政策推進事業 ⑥交通安全対策の推進 13-1 市内の自転車関連事故件数 (1,009件 ⇒ 836件) (主な取組) ○交通安全推進事業 ○自転車総合政策推進事業 ⑦尼崎への愛着と誇りの醸成 16-3 あまらぶfacebookページへの「いいね」の件数 (1,639件 ⇒ 4,590件) (主な取組) ○まち情報発信事業 (ウ) 市内大学・県立大学等との連携・活性化 ①大学との連携(COC事業) 16-3 COC事業において、地域課題等について学んだ学生数 (113人 ⇒ 135人) (主な取組) ○COC事業 (工) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ②市民・事業者における火災予防・防災対策支援 12-3 住宅用火災警報器の設置率 (80% ⇒ 全国平均以上) (主な取組) ○予防活動事業 12-3 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数 (32地域 ⇒ 74地域。)地域における防災体制の充実支援 12-3 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数 (46回 ⇒ 74回) (主な取組) ○地域の防災力向上事業 ②防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数 (津波浸水区域内) (106,710人 ⇒ 137,000人)				
13-1 市内の自転車関連事故件数(1,009件 ⇒ 836件) (主な取組)○交通安全推進事業 ○自転車総合政策推進事業 25の間への要着と誇りの顧成 16-3 あまらぶfacebookページへの「いいね」の件数(1,639件 ⇒ 4,590件) (主な取組)○まち情報発信事業 16-3 COC事業において、地域課題等について学んだ学生数(113人 ⇒ 135人) 135人) (主な取組)○COC事業 12-3 住宅用火災警報器の設置率(80% ⇒ 全国平均以上) (主な取組)○予防活動事業 12-3 世域が自主的に作る防災マップの作成地域数(32地域 ⇒ 74地域)	⑤防犯力の高い地域コミュニティづくり	13-1	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割	
(主な取組) ○交通安全推進事業 ○自転車総合政策推進事業 ②尼崎への愛着と誇りの顧成 16-3 あまらぶfacebookページへの「いいね」の件数(1,639件 ⇒ 4,590件) (主な取組) ○まち情報発信事業 (ウ) 市内大学・県立大学等との連携・活性化 ①大学との連携(COC事業) 16-3 COC事業において、地域課題等について学んだ学生数(113人 ⇒ 135人) (主な取組) ○COC事業 (工) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ①市民・事業者における火災予防・防災対策支援 12-3 住宅用火災警報器の設置率(80% ⇒ 全国平均以上) (主な取組) ○予防活動事業 ②地域における防災体制の充実支援 12-3 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数(32地域 ⇒ 74地域。)地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数(46回 ⇒ 74回) (主な取組) ○地域の防災力向上事業 ②防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)(106,710人 ⇒ 137,000人) (主な取組) ○防災対策等事業 ○防災情報通信事業 ④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数(918人 ⇒ 960人)	(主な取組) 〇街頭犯罪防止事業 〇自転車総合政	対策推進	事業	
②尼崎への愛着と誇りの醸成 16-3 あまらぶfacebookページへの「いいね」の件数(1,639件 ⇒ 4,590件) (主な取組)○まち情報発信事業 (グ)市内大学・県立大学等との連携・活性化 ①大学との連携(COC事業) 16-3 COC事業において、地域課題等について学んだ学生数(113人 ⇒ 135人) (主な取組)○COC事業 (工)住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ①市民・事業者における火災予防・防災対策支援 12-3 住宅用火災警報器の設置率(80% ⇒ 全国平均以上) (主な取組)○予防活動事業 ②地域における防災体制の充実支援 12-3 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数(32地域 ⇒ 74地域)地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数(46回 ⇒ 74回) (主な取組)○地域の防災力向上事業 ③防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)(106,710人 ⇒ 137,000人) (主な取組)○防災対策等事業 ○防災情報通信事業 ④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数(918人 ⇒ 960人)	⑥交通安全対策の推進	13-1	市内の自転車関連事故件数(1,009件 ⇒ 836件)	
(主な取組) ○まち情報発信事業 (ウ) 市内大学・県立大学等との連携・活性化 ①大学との連携(COC事業) 16-3 COC事業において、地域課題等について学んだ学生数(113人 ⇒ 135人) (主な取組) ○COC事業 (工) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ①市民・事業者における火災予防・防災対策支援 12-3 住宅用火災警報器の設置率(80% ⇒ 全国平均以上) (主な取組) ○予防活動事業 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数(32地域 ⇒ 74地域)地域における防災体制の充実支援 12-3 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数(46回 ⇒ 74回) (主な取組) ○地域の防災力向上事業	(主な取組) 〇交通安全推進事業 〇自転車総合政策推進事業			
(ウ) 市内大学・県立大学等との連携・活性化 ①大学との連携(COC事業) 16-3 COC事業において、地域課題等について学んだ学生数(113人 ⇒ 135人) (主な取組)○COC事業 (工) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ②市民・事業者における火災予防・防災対策支援 12-3 住宅用火災警報器の設置率(80% ⇒ 全国平均以上) (主な取組)○予防活動事業 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数(32地域 ⇒ 74地域。) 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数(46回 ⇒ 74回) (主な取組)○地域の防災力向上事業 ③防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)(106,710人 ⇒ 137,000人) (主な取組)○防災対策等事業 ○防災情報通信事業 ④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数(918人 ⇒ 960人)	⑦尼崎への愛着と誇りの醸成	16-3		
①大学との連携(COC事業) 16-3 COC事業において、地域課題等について学んだ学生数(113人 ⇒ 135人) 135人) (主な取組)○COC事業 (工)住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ①市民・事業者における火災予防・防災対策支援 12-3 住宅用火災警報器の設置率(80% ⇒ 全国平均以上) (主な取組)○予防活動事業 2 地域における防災体制の充実支援 12-3 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数(32地域 ⇒ 74地域)地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数(46回 ⇒ 74回) (主な取組)○地域の防災力向上事業 ③防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)(106,710人 ⇒ 137,000人) (主な取組)○防災対策等事業 ○防災情報通信事業 ④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数(918人 ⇒ 960人)	(主な取組) ○まち情報発信事業			
①大学との連携(COC事業) (主な取組)○COC事業 (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ①市民・事業者における火災予防・防災対策支援 12-3 住宅用火災警報器の設置率(80% ⇒ 全国平均以上) (主な取組)○予防活動事業 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数(32地域 ⇒ 74地域) 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数(46回 ⇒ 74回) (主な取組)○地域の防災力向上事業 ③防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)(106,710人⇒ 137,000人) (主な取組)○防災対策等事業 ○防災情報通信事業 ④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数(918人 ⇒ 960人)	(ウ) 市内大学・県立大学等との連携・活性化			
(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ①市民・事業者における火災予防・防災対策支援 12-3 住宅用火災警報器の設置率(80% ⇒ 全国平均以上) (主な取組)○予防活動事業 12-3 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数(32地域 ⇒ 74地域)地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数(46回 ⇒ 74回) (主な取組)○地域の防災力向上事業 ③防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)(106,710人⇒ 137,000人) (主な取組)○防災対策等事業 ○防災情報通信事業 ④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数(918人 ⇒ 960人)	①大学との連携(COC事業)	16-3		
①市民・事業者における火災予防・防災対策支援 12-3 住宅用火災警報器の設置率 (80% → 全国平均以上) (主な取組) ○予防活動事業 12-3 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数 (32地域 → 74地域) 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数 (46回 → 74回) (主な取組) ○地域の防災力向上事業 ③防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数 (津波浸水区域内) (106,710人 → 137,000人) (主な取組) ○防災対策等事業 ○防災情報通信事業 ④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数 (918人 → 960人)	した。 (主な取組)○COC事業			
(主な取組) ○予防活動事業 12-3 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数 (32地域 ⇒ 74地域) 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数 (46回 ⇒ 74回) 74回) 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数 (津波浸水区域内) (106,710人⇒ 137,000人) 12-1 137,000人) 12-2 消防団員数 (918人 ⇒ 960人)	(工) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保			
②地域における防災体制の充実支援 12-3	①市民・事業者における火災予防・防災対策支援	12-3	住宅用火災警報器の設置率(80% ⇒ 全国平均以上)	
②地域における防災体制の充実支援 12-3 域) 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数(46回 ⇒ 74回) (主な取組)○地域の防災力向上事業 3防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)(106,710人 ⇒ 137,000人) (主な取組)○防災対策等事業 ○防災情報通信事業 ④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数(918人 ⇒ 960人)	(主な取組)○予防活動事業			
③防災対策の充実 12-1 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)(106,710人 ⇒ 137,000人) (主な取組)○防災対策等事業 ○防災情報通信事業 ④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数(918人 ⇒ 960人)	②地域における防災体制の充実支援	12-3	域) 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数(46回 ⇒	
③防災対策の充実	(主な取組) ○地域の防災力向上事業			
④消防・救急・救助体制の充実 12-2 消防団員数(918人 ⇒ 960人)	③防災対策の充実	12-1	· I	
	(主な取組)〇防災対策等事業 ○防災情報通信事業			
(主な取組) 〇消防団活動事業 〇救急活動事業 〇救急隊増隊事業	④消防・救急・救助体制の充実	12-2	消防団員数(918人 ⇒ 960人)	
	(主な取組) 〇消防団活動事業 〇救急活動事業	〇救急隊	· · · · · · · · · · · · · ·	

(6) よりよい住環境の創出と都市機能の最適化

【講ずべき施策に関する基本的方向】

よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する(主要取組項目④)

公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的に活用する(主要取組項目④)

【現状及び課題】

- ●都市基盤の適切な整備・維持管理に加えて、市民生活や経済活動を支えていくため、公共交通を中心とした総合的な地域交通 体系を構築する必要がある。【施策20:都市基盤】
- ●子育てファミリー世帯の市外転出超過傾向や高齢化の進展等が見られるなか、最低敷地面積の引き上げやバリアフリー性能の向上など、快適に安心して住み続けることができるよう、住環境面からの取組が必要である。 【施策19:住環境】
- ●公園緑地や住宅等の既存ストック全般が将来にわたって活用されるしくみづくりや、ハード・ソフト両面からの住環境の整備が課題である。 【施策19:住環境】
- ●本市では、公共施設の約6割が建築から30年以上経過しており、今後、建替え等の時期を迎える。人口減少、行政が持つ財源等が限られる中で、公共施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに、機能や利便性の向上を図る必要がある。【主要取組項目④・公共施設マネジメント基本方針】

【主な取組の方向】

- ○都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます【施策20-1】 ○地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます【施策 20-2】
- ○市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていける環境づくりを進めます【施策19-1】
- ○快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます【施策19-2】
- ○今ある全ての施設を保有したまま建替え等をし続けることは事実上不可能であるため、持続可能な市民サービスの維持・向上を図っていくために、中長期的な視点で計画的・戦略的に保有、処分、維持、活用等を行い、身の丈にあった施設保有量・施設規模となるようマネジメントしていく【公共施設マネジメント基本方針】
- ○公共施設の再配置にあわせて耐震化等を図り災害への対応力を高め、まちの持続可能性を高める【主要取組項目④】

【主な関係局(施策)】

○都市整備局(施策19・住環境、施策20・都市基盤、空家対策) ○資産統括局(公共施設) ○企画財政局(立地適正化) ○経済環境局(施策18・環境保全・創造)

行政が取り組むこと	施策番号	重要業績評価指標(KPI)	
(ア)都市基盤の整備・維持による安全空間の創出			
①都市基盤の整備・維持による安全空間の創出	20-1	都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合(83.2% ⇒ 90%) 地域交通計画の策定	
(主な取組) ○交通政策推進事業(尼崎市地域交通政策策定事業) ○民間駐輪場整備補助金 ○駐輪施設等維持管理事業			
②市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承	20-2	防災街区整備地区計画等策定支援地区数(5地区 ⇒ 6地区)	
③誇りや愛着を持てる活力ある美しいまちづくり	19-1	現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合 (83.2% ⇒ 83.3%)	
(主な取組)○都市美形成関係事業			

④地球温暖化問題への対応	18-2	市内二酸化炭素排出量(3.485千 ^ト >/年(25年度) ⇒ 3,361千 ト>/年)	
(主な取組) ○環境保全対策推進事業	J	J	
(イ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネシ	ジメント		
①市民が地域の住環境に関心を持ち、交流・協力 してまちづくりに取り組める環境づくり	19-1	協働型事業・イベントへの参加者数(住宅・緑化) (29,975人 ⇒ 37,000人)	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
②市民主体のルールづくりや規制・誘導による良 好な住環境の継承	19-2	現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合 (83.2% ⇒ 83.3%)	
(主な取組) 〇都市計画市民参画促進事業	1		
③公園緑地・住宅等の維持・整備・更新	19-2	現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合 (83.2% ⇒ 83.3%)	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
④すべての人が快適に安心して住み続けられる住 環境の確保	19-2	現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合 (83.2% ⇒ 83.3%)	
(主な取組) 〇分譲マンション実態調査事業 O建	上築物耐 原		
⑤適切な維持管理によるライフサイクルコストの 低減	20-1	都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民 の割合(83.2% ⇒ 90%)	
⑥安全にも配慮した空家対策(空家対策推進事 業)	19-2	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合 (58.5% ⇒ 90%)	
(主な取組)○空家対策推進事業			
⑦立地の適正化	20-1	立地適正化計画の策定	
(主な取組)○都市政策推進事業(立地適正化計画策定事業)			
⑧将来を見据えた公共施設の配置	_	公共施設等総合管理計画の策定	
(主な取組) 〇公共施設マネジメント推進事業 〇旧聖トマス大学施設活用整備事業			